埼玉県国民健康保険運営方針（第３期）中間見直し（案）に係る市町村意見と県の考え方等

資料2－3

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
1	1　基本的事項	（1）策定の目的	5	課題の解決に向けて６行目	国への要望について、県の役割を明確にした方がよい。県は、完全統一に関する市町村から寄せられた意見や要望をまとめ、課題を検討し、国へ要望する趣旨の記載を追加する。	本県が国に提出している「令和９年度国の施策に対する提案・要望」では、本県の現状・課題として、保険税水準の統一に伴う被保険者負担の増加や、被保険者の理解醸成の必要性等について記載しています。 また、運営方針中間見直し（案）における国への要望に関する記載についても、市町村からの意見や課題等を踏まえて国に要望を行う趣旨を含んでいるものと考えております。 なお、国保運営推進会議等において示された意見や課題については、今後も適宜検討を行い、必要に応じて国への要望内容に反映してまいります。 ＜令和9年度国の施策に対する提案・要望の「本県の現状・課題等」から抜粋＞ ・本県においては、令和12年度の保険税水準の完全統一を目指して、市町村とともに税率改正や赤字解消の取組を進めているが、法令等において禁止されていない法定外一般会計繰入れを解消することによる保険税率の上昇、被保険者負担の増加について、市町村や被保険者からの理解を得ることに苦慮している。保険税水準を統一することで被保険者の負担が大きくなることがないよう、更なる財政支援や統一達成によるインセンティブの設定が求められている。	なし
2	1　基本的事項	（5）ＰＤＣＡサイクルの実施	5	図：Action（改善）の図	改行位置の修正　1行目「課題の洗い出しと分析実」の「実」を2行目にします。	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
3	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（1）市町村国保の現状	10		国の都道府県国保運営方針策定要領（R8.7月改定）における「3.主な記載事項（１）国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し（医療費の動向と将来の見通し）」の中で、「医療費の動向」については、「14・ 都道府県全体及び市町村ごとに、５歳ごとの年齢階層別の一人当たり医療費と、全年齢階層の一人当たり医療費・ 市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費指数等々を分析することが考えられる」と記載されているところですが、本改定案には市町村ごとの分析詳細について記載がされておりません。 一方、5「市町村における保険税の徴収の適正な実施」においては市町村ごとの収納率を掲載するのは、公平性の観点から甚だ疑問であり、収納率格差を標準保険税率の算定等に反映させ、市町村へのペナルティを正当化するための意図的な記載であると感じます。改めて「医療費の動向」における「市町村ごとの詳細分析」についての追加記載を求めます。単に収納率のみを比較するのではなく、「一人当たり医療費が低く抑えられている自治体グループ」と「収納率が下位傾向にある自治体グループ」との間に見受けられる、一定の相関関係（被保険者の年齢層の若さ、外国人比率の高さ、および人口移動率の高さ等の連動性）に着目した、多角的な要因分析を記載していただきたい。また、各市町村の徴収努力とは無関係な構造的要因によって収納率が低水準となっている場合においては、それを一律に標準保険税率へ反映させることは1人あたり医療費が県内最下位の当団体としては容認しがたく、「特別な事情」として交付金等で補填され、標準保険税率に反映される仕組みづくりを要望いたします。	医療費水準の抑制は最終的には被保険者の負担減少に繋がることから、本県の特別交付金（県繰入金）のメニュー中に「地域差指数が他市町村と比較して低いこと」を設けており、医療費水準が県平均を下回る市町村に対する交付金の交付を行うことで、医療費水準抑制のインセンティブの確保を図っておりますので、各市町村の医療費水準の差も考慮した財政運営を行っておりますことを御承知おきください。 その他の事項は御要望として承ります。	なし
4	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（2）医療費の動向と将来の見通し	12	①被保険者数の見通し ○今後の見通し（今後５年程度）	令和７年「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」の施行を反映した内容がよい。記載追加例「カ法律改正による被用者保険の適用拡大により、社保離脱・加入数は、適用拡大時期に増減が見込まれます。」	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
5	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（2）医療費の動向と将来の見通し	13	②医療費の見通し ○今後の見通し（医療費の推計）４行目	一人当たりの医療費の増加原因が複数あることを記載した方がよい。追加記載例、「…被保険者数減少の鈍化、診療報酬の算定方法の改定による医療費の増加などにより、一人当たり医療費増加の影響が…」	御意見を踏まえ修正いたします。	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
6	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（3）財政収支の改善に係る基本的な考え方	16	② 市町村国保財政運営及び県国保特別会計の基本的な考え方 ア当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させる。	「ア当該年度の市町村国保特別会計の収支を均衡させる。」ことの整合性 ・現在、法定外一般会計繰入金（赤字）の解消に向けて取り組んでいるところですが、準統一以降、標準保険税率どおりの税率を設定すれば、今後は、各市町村にて剰余金（黒字）が生じていくことが想定されます。 ・各市町村は、剰余金（黒字）について、決算時に、翌年度へ繰り越すか、または基金への積み立てを行うこととなりますが、毎年度、剰余金（黒字）が発生していくと、以下の理由※1から、巨額の剰余金（黒字）が蓄積されていく危惧（収支の均衡が保てない恐れ）があり、今後の税率改定に際して大きな支障※2が出るものと考えられます。 ・このことから、対応の考え方等について、運営方針への記述までは言及いたしませんが、今後、市町村に剰余金（黒字）が蓄積されないような仕組みづくりを急ぎ検討していく必要があると考えます。 ※1 剰余金は、市町村の裁量で、これまで税率の引き下げや据え置きに活用できていたが、統一後は、運営方針の見直し（案）にて、「保険税水準の統一を阻害しない範囲で活用していくこと」とあることから、余剰金を活用しきれない可能性がある。（余剰金の活用先と考えられる保健事業費の大半は、既に県からの交付金等から賄われている） ※2 法定外一般会計繰入金（赤字）であれば、運営協議会、議会や被保険者に対し、税率改定を行うための説明（理由付け）がまだ可能であったが、剰余金の累積が市町村にある場合には説明がつかない。 ・なお、当団体のR8年度の決算では、かなりの金額の剰余金の発生を見込んでおります。	準統一後に発生した各市町村国保特会における剰余金に対し、何らかの統一的な措置を行うかどうかについては、今後検討いたします。 なお、運営方針P.32にも記載のとおり、被保険者サービスを同一水準とする観点から、保健事業の財源として剰余金を活用することは想定しておりませんので、申し添えます。	なし
7	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（3）財政収支の改善に係る基本的な考え方	16	②市町村国保財政運営及び県国保特別会計の基本的な考え方 2行目	「短期保険であること<u>を</u>鑑み」→「短期保険であることを踏まえ」の方がいい。 ※「照し合わせ(に鑑み)」か「考えると(を鑑み)」かで「に」・「を」を使い分けるが、どちらが正解とも言えないため	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
8	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（3）財政収支の改善に係る基本的な考え方 （5）財政安定化基金の運用	15	法定外一般会計繰入金の解消方針 特別な事情による交付事業の考え方	法定外一般会計繰入金等の解消及び財政運営の安定化の方向性については理解するが、小規模町村においては被保険者数の減少や高齢化の影響を受けやすく、財政基盤が脆弱であることから、解消に当たっては急激な保険税負担の増加を招かないよう、地域の実情に応じた配慮が必要である。あわせて、国への財政支援拡充の要望を強化するとともに、財政安定化基金については、小規模保険者が活用しやすい柔軟な運用と明確な基準の提示を求める。	御指摘の内容については、今回の中間見直しにおいて、国による財政支援の拡充等に関する具体的内容を盛り込んだところです。 財政安定化基金については、運営要綱に定める貸付要件等に基づき適切に運用しており、具体的な運用基準等については運営方針に記載する事項ではないと認識しておりますので、原案のとおりとします。 なお、財政安定化基金の不明な点については担当までご相談ください。	なし
9	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	17	①法定外一般会計繰入金等の分類　同（詳細） ア〇決算補填目的のもの	「・保険税の収納不足のため」は、収納率が見込みを下回ったことによるのか、年度当初賦課額が減少したのか明確にした方がよい。収納率を原因にするならば、「・被保険者数の減少による保険税収入の減少」を一行追加する。	当該分類については、毎年厚生労働省に報告する国民健康保険事業の実施状況報告における様式5-1「国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表（法定外繰入（市町村））」の項目を引用しているものです。 国民健康保険事業の実施状況報告作成に係る留意事項においては、以下のとおり定義されています。 【決算補填目的のもの】 ①保険料の収納不足のため → 決算補填の要因が、予期せぬ保険料収納不足であった場合（国民健康保険事業費納付金の一部を賄うため一般会計からの繰入を行った場合を含む。）。 上記を踏まえると、「保険税の収納不足のため」では当初見込んだ以上の被保険者数の減少等といった予期せぬ要因による場合を想定していると考えられますが、当該分類は国が示す様式によるものであることから、県の運営方針において各分類の内容や要因に関する説明を個別に記載することは予定していません。このため、原案のとおりとします。	なし
10	2　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（4）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	17	①法定外一般会計繰入金等の分類　同（詳細） ア〇保険者の政策によるもの	「・保険税の負担緩和を図るため」の()書き内に「子ども・子育て支援納付金分」を追加した方がよい。	御意見を踏まえ修正いたします。	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
11	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（４）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	18	②法定外一般会計繰入金等の削減・解消に対する考え方　10行目	「基金不足時・決算剰余金が発生しない場合は、一般会計からの繰入れを行うこととします。」とありますが、第三者行為の返還金を県に返還できないのは、返還金が国保特会の別の事業に充当された結果、返還する資金が不足したものなので、県が解消するとしている赤字補填の法定外一般会計繰入金と性質は変わらないと考えます。このため「繰入れを行うこととします。」と断言するのではなく、財政安定化基金の活用も含め「県と協議の上、財政安定化基金や一般会計からの繰入れにより対応します」と、複数案を示す内容にしたほうが良いのではないでしょうか。 ※中間見直し素案への意見の県回答として、R7第3回国保運営推進会議で示したとおりと回答がありましたが、それ以前から国保事業で不足額が発生する場合は財政安定化基金を使用し、一般会計から法定外繰入はできないと議会や財政部局に説明しご理解をいただいてきたことから、安易に法定外繰入れができるような記載は変更していただきたいと考えています。また、法定外一般会計繰入金の解消を目指すのであれば「翌年度以降の決算剰余金で一般会計に繰り出すことが望ましい。」という曖昧な記載ではなく「繰り出すこととします。」と、一時的な借入れであることを強調するような記載にしていただくことがよいのではないでしょうか。	R8.1.29開催の令和7年度第3回国保運営推進会議資料3-2にも記載しているとおり、市町村が県の財政安定化基金から借入れを行うためには、保険税収納率の低下等により保険税収入が不足していることが前提となります。 一方、第三者行為求償等に伴う普通交付金の返還財源については、本来、保険会社や被用者保険等から補填されるべきものです。 また、地方税法上、保険税は納付金等に要する費用に充てる場合に限り賦課できることから、普通交付金の返還財源として保険税を徴収することは適切ではないと整理しています。 このため、第三者行為求償等に伴う普通交付金の返還については、「保険税の不足」を前提とする基金貸付の対象にはなじまないものと整理しております。 以上の内容を検討した結果、最終的には県と協議の上で一般会計から繰入れを行う取扱いを例外的に認めたものであり、運営方針の修正は行いません。 ※ 県と協議の上で一般会計からの繰入れを行った場合、結果として一般会計が一時的に立て替えた形になります。このため、その後に国保特会において決算剰余金が生じた際には、その剰余金を一般会計へ繰り出すことが望ましいと考えます。 ただし、各市町村の個別事情もあり、同額を一般会計に繰り出す旨を運営方針に明記することは難しいと考えるため、原案のとおりとします。	なし
12	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（４）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	19	「④目標年次」の項目における法定外一般会計繰入金等に係る記述	法定外一般会計繰入金等の定義が「赤字及び決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金」となっているが、「赤字」の定義がP18の「② 法定外一般会計繰入金等の削減・解消に対する考え方」において、国の定義として登場したものであり、当該中項目の序章部では、ここで言う「赤字」は「決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金」及び「ウ繰上充用金の新規増加分」と記述されていたことから、当該中項目の整合性を図るためには、途中から登場した「赤字」という端折った表記ではなく、序章部と同様の丁寧な表記に改めるべきではないか。	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
13	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（４）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	17-19	②④	普通交付金の返還財源のため一般会計からの繰入れを行った際のペナルティやインセンティブの減など、市町村が不利になることがあれば明記し、そのようなことがなければ、ない旨を明記していただきたい。	埼玉県国保運営方針は、県と市町村が国保事業を共同運営するための基本的な指針であると認識しており、特定の基準の達成状況に応じたインセンティブに関する具体的内容について記載することは想定しておりません。 なお、一般会計からの繰入れを行った際のインセンティブの内容についてはR8.1.29開催の令和7年度第3回国保運営推進会議資料3-2において既に議論済みです。	なし
14	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（４）法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取組及び目標年次	17-19	②④	事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金は、国の繰入基準に基づく法定内繰入金であると認識している。そのため、法定外繰入金の欄に記載する必要はないと考える。 仮に法定外繰入金として認識しているのであれば、P17に追加すべき。	R8.1.29開催の令和7年度第3回国保運営推進会議資料3-2にも記載しているとおり、市町村一般会計から市町村特別会計に対する繰入れについては、国民健康保険法をはじめとした法令により規定されているものであり、事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金については、地方交付税による所要の措置を講ずる旨が総務省から通知されております。 事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金は、法令上、繰り入れなければならない旨の規定はないため、法定外一般会計繰入金の欄に記載しているものとなります。 なお、当該項目については、P17の法定外一般会計繰入金等の分類（詳細）に記載している「イ　決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金」のうち、「その他」に区分しています。	なし
15	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（５）財政安定化基金の運用	20	②財政安定化基金の事業　エ　財政調整事業　2行目	5/29に可決された健康保険法等の改正により、財政安定化基金の本体基金分を保険料抑制のための取り崩しを認めることになったので、「決算剰余金を積み立て、」を削除するか、「本体基金分及び決算剰余金の積み立てを使用し、」と変更したほうが良いのではないでしょうか。	御意見を踏まえ修正いたします。	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
16	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（５）財政安定化基金の運用	20	③交付事業における「特別な事情」による交付の考え方	交付要件について当団体から一点を提案させてください。保険者の責によらない加入者構造による収納率の低水準（若年層が多い・外国人比率が高い＝異動が多い）や制度的要因（7割軽減分の一定分が基盤安定負担金対象外として補填されない）に起因する収納率不足により、国保会計に赤字が生じた場合は、基金からの貸付ではなく、これを「市町村の責に帰さない特別な事情」として認め、県国保財政安定化基金等の活用を含めた十分な補填・財政措置を講じることとし、交付要件に追加してください。なぜなら、このような構造的要因に起因するものを被保険者負担（税率への上乗せ）に転嫁することは、保険者として到底許容できるものではありません。 また、これは当団体のような地域的実情のみによるものではなく、例えば以下のような事例が考えられるため必要な措置であると考えます。 令和９年度の納付金財政措置案においては、11月末の調定額に対し標準的な収納率により保険税収納額を見込み補正するとされております。しかしながら当団体のような異動が多い自治体は、11月末の調定額から年度末にかけて数千万の調定額減額がございます。つまり、標準的収納率を上回っても赤字が生じる可能性が否定できない。また、この傾向は毎年度同様です。つまり、収納不足分を毎年度基金より貸付を受け、税率に上乗せすることになります。 以上のことから、徴収努力が当該年度の保険税率に直接反映しない（翌年度の税率に反映する面はありますが）むしろ標準的収納率が上がり、翌年度に標準的収納率を上回れないリスクの方が保険者の負担感として大きなものとなります。標準的な収納率を下回れば（上回った場合においても11月末時点から大きく調定額が減額となれば、収納不足として基金から貸し付けを受け、保険税率に上乗せするしかない。つまり収納率を向上させた努力がリスクを高め、むしろペナルティとして作用するとしたら、収納率を上げようと努力する自治体は出てくるでしょうか。 構造的要因を無視し、リスクやペナルティによる統制で広域化を推進しようとすれば、広域化の枠組みから必ず「離脱せざるを得ない自治体」を生み出す要因となりえます。 県や市町村が共に推進すべきは、様々な地域の実情を抱える自治体が安心して広域化の枠組みに参加し継続できる仕組みを整備することであると考えますが、いかがでしょうか。	本件の照会通知（令和８年８月17日付け国医第1116号）の「４留意事項」に運営方針の中間見直しの基本的な方向性を記載しておりますが、頂いた御意見はこのいずれにも該当しないため、運営方針への反映を検討しません。	なし
17	２　国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	（５）財政安定化基金の運用	20	②	財政安定化基金の借入の時期（申込期限）、償還の方法・期間なども明記すべき	御意見の内容は保険者における事務の細部に係る内容であるため、運営方針に記載する内容としては即さないものと考えます。	なし
18	３　市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	（２）保険税水準の統一	25	ウ完全統一 １行目	令和12年度の完全統一→令和12年度までの完全統一への変更を検討していただきたい。 国は「新・加速化プラン案」において早期に完全統一を達成するほど財政支援を受けられる仕組みを示しているところです。「準統一」は自治体間格差を生じさせる方式と当団体としては考えておりますので、前倒しで「完全統一」も検討すべきだと考えます。逆にいえば、「前倒しは困難である」と「完全統一」を阻害する要因を考える時に、それは「準統一」にも当てはまるのではないか、と合わせて考えることも大事なのではないでしょうか。 令和5年度に標準保険税率を設定した大阪府の多くの自治体が単年度収支が赤字に陥ったという先行事例を鑑みても、広域化及び保険税の統一はまだ制度として不完全なものであると言わざるを得ません。国は早急な「保険税統一」を推し進めていますが、私たち被保険者を抱える保険者にとっては安心して広域化に参画できる仕組みを整備していくこと、加えて制度の不備を被保険者の負担に帰結させないことが最も重要であると考えております。	本件の照会通知（令和８年８月17日付け国医第1116号）の「４留意事項」に運営方針の中間見直しの基本的な方向性を記載しておりますが、頂いた御意見はこのいずれにも該当しないため、運営方針への反映を検討しません。 なお、御意見の内容の大部分は、「法定外一般会計繰入金の解消及び完全統一の目標年度について（照会）」（令和７年６月10日付け国医第794号埼玉県保健医療部国保医療課長通知）により全市町村宛て照会し、令和７年度第2回財政運営ワーキンググループにおいて既に議論した内容であると認識しております。	なし
19	３　市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	（２）保険税水準の統一	24	③	保険税水準の統一は「次のア・イ・ウの３段階に分けて」にしたほうが良い	御意見を踏まえ修正いたします。	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
20	３　市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	（４）標準保険税率の算定方法	30	⑤10行目 標準的な収納率以上の収納率を達成し、納付金の財源として必要な保険税額 以上の保険税を確保できた場合は、その市町村独自の財源となります。	標準的な収納率以上を達成し、必要な保険税額以上を確保できた場合は市町村の独自財源になるとされているが、準統一後は出産等を含む保険給付には普通交付金が交付され、保健事業はアイウの区分に規定された歳入の範囲において行うとされており、市町村が確保した独自財源は使途が限られることから、市町村によっては剰余金が積み上がるものと思われる。 また、延滞金等の諸収入は相当な額になると思われるが、標準保険税率の算定に含められておらず、取扱いについては基金と併せて検討が先送りとなっている。過年度の保険税収納見込みについては、収納率格差によるものと整理し、完全統一までは市町村単位で算定されるため、延滞金についても同様の取扱いとし、被保険者の保険税負担軽減に活用できるよう検討するべきと考えるがいかがか。 ※第三者行為や不当利得分に係る普通交付金の返還が生じた場合、市町村の基金や決算剰余金を活用することとなるが(P15)、それらは基本的には加害者や被保険者から返還される。また、地単事業の減額調整分は国特調の取組評価分を充てるとされているため(P31)、納付金の財源不足が相当の額になる場合を除き、市町村の独自財源の減少は少ないものと考えている。	保険税水準の統一を進めていく中では、市町村独自財源として整理している歳入についても、その取扱いが被保険者間の公平性に与える影響を考慮して運用する必要があると考えております。 これを踏まえ、準統一後の各市町村国保特会における剰余金の発生状況を勘案し、何らかの統一的な措置を行うかどうかについては、今後検討いたします。	なし
21	３　市町村ごとの納付金及び標準保険税率の算定方法	（４）標準保険税率の算定方法	30	⑤標準的な収納率　10行目	標準的な収納率以上の収納率を達成した場合の取扱いが記載されていますが、標準的な収納率未満の場合に想定されることも追加したほうが良いのではないでしょうか。例「標準的な収納率未満で納付金に必要な財源が確保できない場合は、不足する財源を市町村基金の取崩し又は県が設置する財政安定化基金の貸付により対応します。」	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
22	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（１）納付金ベースの統一（令和６年度～）	31	○地方単独事業の減額調整分 6行目	地方単独事業の減額調整分等について、25ページ、35ページにおいて、「地方単独事業の減額調整分～引き続き市町村ごとの保険税率に差異が生じる」と記載されており、当該欄との整合性をとる必要がある。	頂いた御意見を反映させていただきます。（p.31に記載の内容で統一。）	あり
23	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	31	①準統一の考え方	国民健康保険税の税率の決定は、市町村の権限に属する事項であることを併せて記載することを求める。 【理由】 ・地方税法第3条第1項は、地方税の税率その他賦課徴収について定めるには、当該地方団体の条例によらなければならないと規定している。国民健康保険税の税率は、市町村の条例で定める事項であり、議会の議決を要する。 ・国民健康保険法第82条の2第2項は、都道府県内の保険料水準の平準化に関する事項を運営方針に定めるものとしている。また、保険料水準統一加速化プラン（第2版）では、当該事項が運営方針の必須記載事項とされている。 ・もっとも、これらは運営方針の記載事項に関するものである。同条第9項は市町村の努力義務を定めるものであり、市町村に標準保険税率の採用を義務付ける規定ではない。 ・市町村標準保険税率は、都道府県が市町村に示す標準的な水準である。その採用を市町村に義務付ける法令上の規定は存在しない。 ・以上を踏まえ、運営方針の記述と法令上の取扱いとの関係が明確となるよう、所要の記載を求めるものである。	御意見の中にもありますが、当然に「国民健康保険税の税率の決定は、市町村の権限に属する事項である」、「都道府県内の保険料水準の平準化に関する事項を運営方針に定めるものとしている」、「市町村に標準保険税率の採用を義務付ける規定ではない」ため、御意見の内容を反映する意義が薄いと考えます。	なし
24	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	32	③市町村が実施する事業に係る項目の取扱い全体	交付金の対象となる費用を具体的かつ明確にしていただきたい。	御意見の内容は保険者における事務の細部に係る内容であるため、運営方針に記載する内容としては即さないものと考えます。	なし

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
25	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤その他	市町村が設置する基金の処分は、当該市町村の条例に定める目的の範囲内において、市町村が判断する事項であることを併せて記載することを求める。 【理由】 ・地方自治法第241条第1項は、条例の定めるところにより基金を設けることができると規定している。同条第3項は、基金は条例に定める目的のためでなければ処分できないと規定している。 ・すなわち、基金の設置目的は条例で定められ、その処分は条例の目的の範囲内で行われる。基金の処分は、市町村の条例及び予算に基づく市町村の判断に属する事項である。 ・国民健康保険法第82条の2第9項は、市町村が運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものと規定している。同項は努力義務を定めるものであり、市町村の基金の処分を法的に制限する規定ではない。 ・令和8年4月17日の衆議院厚生労働委員会において、厚生労働省保険局長は、市町村が設置する国民健康保険関係基金について、「条例の目的の範囲内であれば、保険料の抑制に活用することも可能である」と答弁している。 ・以上を踏まえ、運営方針の記述と法令上の取扱いとの関係が明確となるよう、所要の記載を求めるものである。	御意見の中にもありますが、当然に「基金の処分は、市町村の条例及び予算に基づく市町村の判断に属する事項である。」、「同項は努力義務を定めるものであり、市町村の基金の処分を法的に制限する規定ではない。」ため、御意見の内容を反映する意義が薄いと考えます。 なお、御認識いただいているものと思いますが、令和８年４月17日の衆議院厚生労働委員会において、厚生労働省保険局長は御意見にある答弁をした上で、以下のとおり答弁していることも御承知おきください。 ・「都道府県内の保険料水準を既に統一している場合には、各市町村に設置されている基金を用いて市町村がそれぞれ保険料を抑制し、仮に、市町村ごとに保険料水準が異なる状態になると、保険料水準統一という定義には適合しなくなると考えており、そのような形で市町村の基金を活用することは想定していない。」 ・「都道府県内の保険料水準を統一した場合の市町村の基金については、都道府県内で統一的な取扱いで保険料抑制に活用する、あるいは保険料抑制以外に活用するなど、都道府県と市町村でよく御議論いただきたい。」	なし
26	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤その他 12行目	「保険税水準の統一を阻害しない範囲で」の表現があいまいであるため、例示を入れるなどする。 （例）普通交付金に係る償還金の財源など、保険税水準の統一を阻害しない・・・・	例示は、⑤その他13行目及び14行目に既に記載しているため、反映しません。	なし
27	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤その他 13、14行目	例示ではなく取り決めのはずなので、「例えば」を削り2行を統一する。 ・そのため、基金積立てのための保険税率の引上げなどは行わないこととし、保険税率の引下げを目的とした基金残高の取崩しなども行わないこととします。	取り決めは「保険税水準の統一を阻害しない範囲で活用していく」であり、その例示が⑤その他13行目及び14行目です。 よって、御意見の内容は既に記載しているため反映しません。	なし
28	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	35	決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金　7行目	１8ページ１０行目への意見と同じです。	No.11と同様	なし
29	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤	市町村が設置する基金の使途について、「保険税水準の統一を阻害しない範囲」を限定列記すべき（保健事業における独自事業実施の財源として基金を活用してよいのかなど疑義が残る。）。	準統一以降における市町村が設置する基金の運用は、あくまで「保険税水準の統一を阻害しない範囲で活用していく」であるため反映しません。 なお、保健事業における独自事業（区分「ウ」）の財源は、令和6年度第3回国民健康保険運営推進会議の資料2-2で示した３種の財源によって実施することとしており、この3種の中には市町村設置する基金からの繰入金は含まれていないため、当然に、保健事業における独自事業の財源としては扱わないこととなります。	なし
30	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤	普通交付金の返還財源のため一般会計からの繰入れを行った際のペナルティやインセンティブの減など、市町村が不利になることがあれば明記し、そのようなことがなければ、ない旨を明記していただきたい。	No.13と同様	なし
31	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（２）準統一（令和９年度～）	34	⑤	事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金は、国の繰入基準に基づく法定内繰入金であると認識している。そのため、法定外繰入金の欄に記載する必要はないと考える。 仮に法定外繰入金として認識しているのであれば、P17に追加すべき。	No.14と同様	なし
32	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（2）準統一（令和9年度～） （3）完全統一（令和12年度～）	35	完全統一とインセンティブの設計 収納率格差の取扱いと準統一の進め方	保険税水準の統一の方向性については、被保険者間の公平性の確保や財政の安定化の観点から理解する。一方で、当団体は現年度分収納率が98.3%と高水準であり、これまでの収納努力が将来の完全統一において適切に評価される仕組みが必要である。このため、収納率等に応じたインセンティブの内容を早期に明確化するとともに、準統一に向けた賦課方式の見直し、条例改正、システム改修等に対する県の技術的・財政的支援の充実を求める。	頂いた御意見については、特に完全統一に向けた課題として県も認識しているため、今後の検討課題とさせていただきます。 一方、運営方針の記載内容に関するものではないと認識しておりますので、運営方針への反映は行いません。	なし
33	４　保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法	（３）完全統一（令和12年度～）	35	3行目	地方単独事業の減額調整分等について、31ページにおいて、「準統一後～保険税率の際は生じません。」としていることとの整合性をとる必要がある。	頂いた御意見を反映させていただきます。（p.31に記載の内容で統一。）	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
34	５　市町村における保険税の徴収の適正な実施	（１）保険税収納率の向上	38	市町村別保険税収納率	収納率格差は市町村ごとの税率を決定する最重要要素でありながら、格差は縮小しているのか否か、その要因と分析等が一切記載していないのは、改定案として十分なものとはいえないと考えます。 そもそも収納率格差を反映させた準統一が妥当なものと言えるかどうか。「合意に達した」と押し切られてしまうかもしれませんが当団体は終始一貫して保険税統一に収納率格差を反映させることに合意はしていないという認識でおります。数の論理で決定したとの主張は、妥当性の質の議論の切り捨てにつながりかねません。（妥当性の検証以前に医療費・収納率が共に高い（高齢者層が多い）自治体が収納率格差の反映した方式に賛成に回るのは当然の帰結ではないでしょうか） 当団体としては以下の理由で、収納率格差を反映した統一には改めて反対いたします ①収納率格差は医療費格差よりはるかに小さい（したがって収納率格差のみを反映させるのは公平性を欠くものである） ②当然、全国的にも収納率格差を反映した統一を進めている都道府県はない ③国が「保険料水準統一加速化プラン」において示しているのも「納付金ベースの統一」と「完全統一」の2点である ④国が推進する方式でないため「完全統一」達成時の特別調整交付金による財政支援も「準統一」段階では受けられない ⑤結果として方針案に示されている「準統一」を達成すると、「医療費・収納率共に高い（高齢者層が多い）」自治体のみが得をし、「医療費・収納率が共に低い（若年層が多い）」自治体が医療費という財政負担に最も貢献しながら損をするという、自治体間格差を生じさせ、統一から離脱する自治体を生み出しかねません	本件の照会通知（令和８年８月17日付け国医第1116号）の「４留意事項」に運営方針の中間見直しの基本的な方向性を記載しておりますが、頂いた御意見はこのいずれにも該当しないため、運営方針への反映を検討しません。 なお、御意見の内容の大部分は、「法定外一般会計繰入金の解消及び完全統一の目標年度について（照会）」（令和７年６月10日付け国医第794号埼玉県保健医療部国保医療課長通知）により全市町村宛て照会し、令和７年度第2回財政運営ワーキンググループにおいて既に議論した内容であると認識しております。	なし
35	６　市町村における保険給付の適正な実施	（４）第三者行為求償等の取組強化	46	①現状 2行目	【第三者「が」負担する責任「が」生じます】と記載があるが、【第三者「に」～】が正しくはないか。	御意見を踏まえ修正いたします。	あり
36	７　医療費の適正化の取組	（１）データヘルスの推進	50	④目標達成に向けた取組 2つ目	【異動前の保険者から異動後の保険者へのデータ引継ぎなど、保険者間（国民健康保険と被用者保険又は後期高齢者医療）の連携】と記載があるが、保険者間の情報照会に関する通知は来ているものの、実態として実施できている市町村はあるのでしょうか。引き続き、被用者保険の連携を入れるのであれば、取組の実現に向けて、具体的な連携方法の記載や検討が必要ではないか。	御意見は令和３年３月17 日付保連発0317 第１号通知「特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について」に言及していると思料しますが、本記述は上記通知に関する事業実施だけでなく、保健指導の衛生部門との連携、糖尿病性腎症事業の年齢移行に伴う対象者引継ぎや、高齢者介護との一体的実施等、他の保険者や関係機関・部署との連携全般について言及している箇所であり、想定される取組は多岐に渡るため、具体的な取組を列挙することは運営方針の記載にそぐわないと考えます。	なし
37	７　医療費の適正化の取組	（７）市町村に対する県の支援	57	①現状 3行目	保険者協議会の注釈を入れる。（入れないと一般県民にはわからないと思います）	一般県民に馴染みの薄い国保特有の語句については、保険者協議会の他にも多数使用されていますが、その全てに注釈を記載しておらず、内容の統一性が図れないことから保険者協議会に係る注釈についても特段記載する必要はないと考えます。	なし
38	８　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	（１）事務の標準化の推進	58	①現状 3行目	一部の市町村を除き、基幹系システムの標準化は令和7年度までに達成済であるため、これを踏まえた記述とする。 〇・・・・違いがありま「した」。 （2つ目の〇として追加） 〇デジタル庁の支援の下、一部の市町村を除き令和7年度までに国民健康保険を含む市町村基幹業務システムの標準化が達成されており、どのシステムベンダーにおいても機能がある程度統一されました。	現状として進みつつあるものの、達成されていない状況ではあるため、修正なしとさせていただきます。	なし
39	８　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	（１）事務の標準化の推進	58	②課題 1行目	〇市町村の事務処理は、法令や厚生労働省の通知等に則り行われて「おり、システムもある程度統一されましたが、さらなる」事務の標準化に・・・ （2つ目の〇は削除する）	頂いた御意見をもとに修正しました。なお、「…則り行われており、システムの統一も進んでいますが、事務の標準化に向けて…」という表現にしております。	あり

No.	大項目	中項目	ページ	該当箇所	市町村の意見	県の考え方等	修正
40	８　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	（１）事務の標準化の推進	59	④目標達成に向けた取組	3番目の・にある「標準準拠システム」は何を指すのかが不明なので注釈をつけるべき。 （既存の基幹系システムの標準化対応後のものを指すのでしょうか？） また、デジタル庁主導による基幹系システムの標準化が一部の市町村を除き達成された以上、国保中央会開発の市町村事務処理標準システムの導入によらずとも標準化の目的はある程度達していることから、3番目の・はこれを前提とした記述に書き換えるべき。（県の役割は、中央会システムの導入を希望する市町村への支援だけで良いのでは？） ・県は、市町村事務処理標準システムの先進導入自治体における運用や国のシステム改善状況などの情報収集・提供等に努め、導入を希望する市町村を支援します。	・１点目については、頂いた御意見及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和６年（2024年）12月）」をもとに、注釈を追加しました。 ・２点目については、県としては市町村事務処理システムを導入している（導入する）市町村だけでなく、標準準拠システムを導入している（導入する）市町村にも情報提供等を行う必要があると考えております。 ただ、現在の記載が、標準準拠システムを導入している（導入する）市町村のみを支援するように受け取られる可能性もあるため、「県は、市町村事務処理システムや標準準拠システムの導入を促進し、…」と修正をしました。	あり
41	８　市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営	（２）事務の共同化の検討	60	②課題	「自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議」の中間とりまとめを踏まえた内容を補足すべき。 （3番目の〇として追加） 〇また、生産年齢人口の減少により専門職を中心に市町村の人材不足が深刻となる一方で担うべき事務も多様化しており、市町村の負担軽減を図らないと将来的に保険者の事務の実施に支障を来す恐れがあります。	②課題では、事務の共同化事業化を実施をするうえでの課題を記載するべきものと考えます。そのため、事務の共同化を進める理由については記載する必要はないと考えます。	なし